

広告基本料金

記事下

営業 1cm×1段	臨時A 1cm×1段	臨時B 1cm×1段	臨時C 1cm×1段
2,100	4,300	3,800	3,250

※臨時A：官公庁・選挙・決算等 臨時B：お悔やみ広告 臨時C：人事募集・お知らせ

紙面指定料：広告掲載スペース料金+20%

版下制作料：1段未満 2,000円 1段につき 3,000円

案内

案内A 1cm×1段	案内B 1cm×1段
2,500	2,200

※案内A：人事募集 案内B：営業・賃貸・売買・お知らせ
案内広告のご掲載は2cm以上からとなります。

WEBバナー

スーパーバナー 1か月	レクタングル 1か月
40,000	40,000

※詳細は、WEB広告のご案内をご覧ください。

雑報

題字横	記事中			突き出し	
7cm×3.9cm	1cm×1段	3.5cm×1段	7cm×1段	3.5cm×2段	5cm×2段
22,000	3,600	12,600	25,200	25,200	36,000

営業広告料金

スペース/単価	全1段	全2段	全3段	全4段	全5段	全6段	全7段	全8段	全9段	全10段	全15段
@2,100	79,800	159,600	239,400	319,200	399,000	478,800	558,600	638,400	718,200	798,000	1,197,000

色刷り

単色	
全2～全7段	全8～全15段
82,500	115,000

カラー		
全3段	全4～全7段	全8～全15段
165,000	231,000	330,000

※価格は全て税抜きです。
※表示の料金は正規料金となります。料金等についてはお気軽にお問い合わせ下さい。
※価格は新聞社の料金改定等により、予告なしに変更されることがあります。

記事下契約広告料金(6カ月以上)

1か月 1段当り					
1段	3段	5段	7段	15段	30段
39,140	37,620	35,720	34,200	30,020	27,740

記事下契約広告料金(3カ月)

1か月 1段当り					
1段	3段	5段	7段	15段	30段
45,600	43,320	41,800	40,660	37,240	34,580

※段数契約とは掲載の合計段数ではなく、毎月完全に消化する段数とし繰上げ及び繰越しはできません。

広告取り扱いに関するご契約の条件

株式会社苫小牧民報社（以下「苫小牧民報社」）は、お客様（以下「申込者」という）からお申し込みいただきました広告掲載に関する契約条件を下記の通りとします。

第 1 条（契約の成立）

申込者からの広告（以下「広告」という）のお申し込みに対して、苫小牧民報社が承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約（以下「広告掲載契約」という）が成立します。ただし、苫小牧民報社は、広告掲載開始日を調整する権利を留保させていただきます。

第 2 条（広告の入稿）

1. 申込者が広告の入稿を行う場合には、苫小牧民報社が指定する日時（掲載初日の7営業日前）までに、苫小牧民報社の指定する形式・形態で行うものとします。また、申込者が入稿済の広告の変更をする場合も同様とします。

2. 申込者の故意または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、苫小牧民報社は広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。ただし、苫小牧民報社は当該広告掲載を行うことができなかった期間の広告料を申込者に対して請求することができるものとします。

第 3 条（広告内容の変更）

1. 苫小牧民報社は、広告掲載契約が成立した後も、お申し込みを受けた広告原稿の内容、形式、デザイン、及びリンク先ページ、広告主のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、または苫小牧民報社の定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合、当該お申し込みに係る広告の内容、形式、もしくはデザイン、ホームページの内容等の変更を求めるものとします。

2. 掲載開始の前後を問わず、申込者が苫小牧民報社からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、苫小牧民報社は、申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除できるものとします。また、広告掲載ができなかった期間の広告料を申込者に対して請求できるものとします。

第 4 条（申込者の責務）

1. 申込者は、お申し込みに係る広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び記載内容に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを苫小牧民報社に対して保証するものとします。

2. 第三者から苫小牧民報社に対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害が苫小牧民報社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第 5 条（免責）

1. 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットイ

ンフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など苦小牧民報社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、苦小牧民報社はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとし、この場合、苦小牧民報社が掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとし、

2.掲載・修正などの作業は苦小牧民報社の通常営業日（土日、祝日、新聞休刊日以外）に行います。

3.広告掲載中に当該広告からのリンク先 URL がデッドリンクとなった場合やリンク先の Web サイトに不具合が発生した場合、苦小牧民報社は当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合、苦小牧民報社は広告不掲載の責を負わないものとし、

4.広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず苦小牧民報が申込者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づく広告料を上限とします。

第 6 条（広告料金）

広告料金は苦小牧民報社が別途定める「広告料金表」の通りとします。

第 7 条（支払方法）

1.苦小牧民報社は、申込者に対し、広告掲載日の属する月（以下「掲載月」という）の広告料金の請求書を翌月発行するものとし、

2.前項の規定にかかわらず、苦小牧民報社の審査の結果に基づき、申込者に対し広告料金の後払を認めることがあります。

3.第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、苦小牧民報社が特に必要と認めた場合には支払条件を変更することがあります。この場合、苦小牧民報社は変更した支払条件を申込者に通知するものとし、

4.本条に定める広告料金の支払は、苦小牧民報社が定める銀行口座に、広告料金に消費税を加えた額を振込むことによって行うものとし、なお、振込手数料は申込者の負担とします。

第 8 条（支払遅延の効果）

1.申込者が第 8 条に定める支払を遅滞した場合、苦小牧民報社は広告掲載契約および遅滞があった時点で成立している広告掲載の全てを申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとし、この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて苦小牧民報社に対し損害賠償請求を行うことはできないものとし、

2.申込者は第 8 条に定める支払を行わない場合、苦小牧民報社に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利 14.6%の遅延損害金を支払うものとし、

第 10 条（契約の解除）

1.申込者が、以下の(1)～(7)のいずれかに該当した場合、苫小牧民報社は申込者への催告その他何らかの手続きを要することなく、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、また本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。この場合、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

(1) 第 8 条に違反したとき

(2) 本契約または苫小牧民報社との他の契約に違反し、苫小牧民報社の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したと苫小牧民報社が判断したとき

(4) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合（報道の有無を問いません）などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが苫小牧民報社または申込者の利益または信用を阻害するおそれがあると苫小牧民報社が判断したとき

(5) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が苫小牧民報社、その関連会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると苫小牧民報社が判断したとき

(6) 広告またはそこからリンクした Web サイトの記載内容の全部または一部が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、または苫小牧民報社の定める広告掲載基準に抵触しているとき

(7) 広告の記載内容が不適切と苫小牧民報社が判断したとき

2.申込者が前項の各号の一に該当した場合、申込者が苫小牧民報社に対して負担する一切の債務（この広告掲載契約における債務に限らない）に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

3.申込者は、広告掲載契約に定める広告料金全額を支払って、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。

4.苫小牧民報社は広告スペースや料金、その他関連する事項が変更される場合、60 日前までに申込者に書面又は公式ホームページで通知することで広告掲載契約を解除することができるものとします。

第 11 条（守秘義務）

申込者は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得た苫小牧民報社の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

第 12 条（管轄）

この広告掲載契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所苫小牧支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 13 条（契約条件の変更）

苫小牧民報社はいつでもこの広告掲載契約の各条項を変更することができるものとします。ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日（申込書記載の申込日）における契約条項が適用されるものとします。

株式会社苫小牧民報社